

# 住宅紛争処理制度の拡充に伴う 保険約款改定のご案内

## 2022年10月1日より保険約款を改定します。

今般、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)の改正により、リフォーム・既存住宅売買等に関するかし保険に加入した住宅に係る紛争が住宅紛争処理の対象に追加されることとなりました(2022年10月1日施行)。

つきましては、この法改正への対応として、弊社かし保険の約款を下記の通り改定いたします。

### 1. 改定内容

- ・ 2号保険※の普通保険約款について、**紛争処理に関する規定を追加**します。
- ・ 従前より住宅紛争処理の対象とされている1号保険※についても、上記改定に伴い、書きぶりを揃えます。
- ・ 上記2点の改定により影響を受ける特約条項も改定します(規定の趣旨を変更するものではありません)。

※ 1号保険および2号保険に対応する、弊社の商品は下表の通りです。

	対応する商品
1号保険	JIO わが家の保険 住宅瑕疵担保責任保険【新築住宅かし保険(1号)】
2号保険	JIO わが家の保険 一般瑕疵担保責任保険【新築住宅かし保険(2号)】 JIO リフォームかし保険 JIO 大規模修繕かし保険 JIO 既存住宅かし保険 / JIO中古マンション戸単位売買かし保険 JIO 既存住宅かし保証保険 / JIO中古マンション戸単位売買かし保証保険 JIO 延長かし保証保険

### 2. 適用日

- ・ **2022年10月1日以降のお申し込み分** より、改定後の約款を適用いたします。

※ なお、本改定は履行法改正に伴う住宅紛争処理制度の拡充に対応するものであり、保険契約者様への不利益変更には当たらないことから、**2022年9月30日以前にお申込みの保険契約にも遡及して適用**いたします。

### 3. お問合せ先

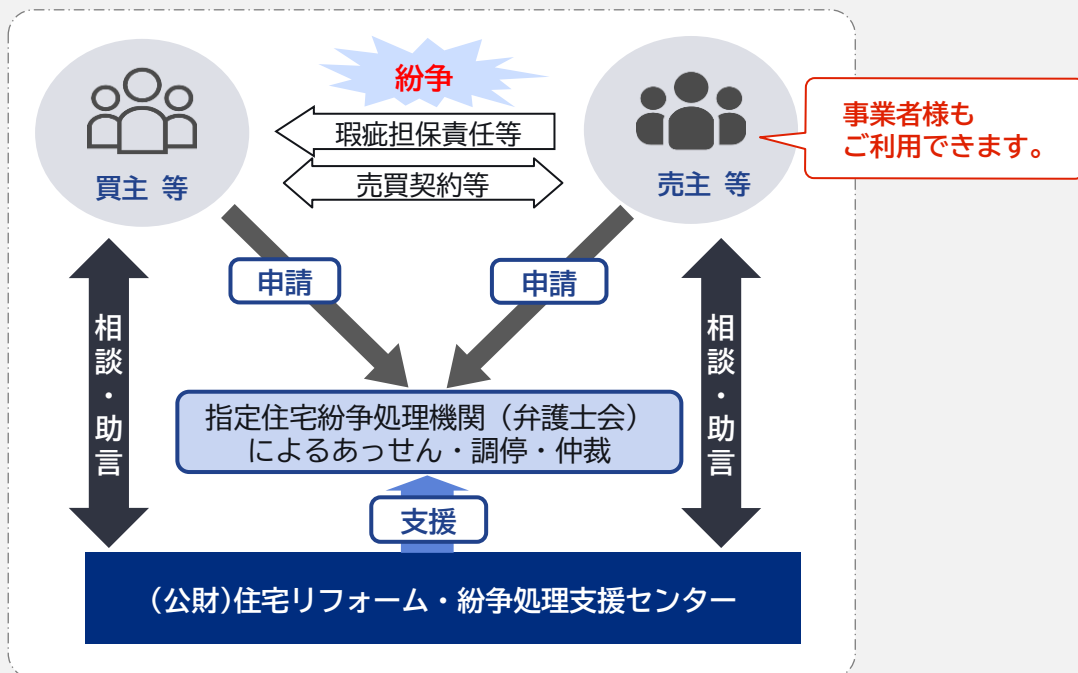
ご不明な点・ご質問等ございましたら、下表のとおり お問合せください。

お問合せ内容	お問合せ先
住宅紛争処理制度について	(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターへ
保険約款の改定について	担当のJIO支店・営業所まで

★ 住宅紛争処理制度に関する詳細は(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのホームページ(<https://www.chord.or.jp/index.html>)をご参照下さい。

## 住宅紛争処理制度とは

- 住宅の売主等とその買主等の当事者間で紛争が生じた場合に、消費者保護の観点から住宅専門の紛争処理機関において、適切かつ迅速な紛争処理が受けられる制度です。



- 住宅紛争処理機関は、国土交通大臣の指定を受け、全国の弁護士会に設置されています。
- 当該機関で開かれる住宅紛争処理審査会においては、弁護士と、建築技術に関する専門家が委員として参加し、専門的かつ公正・中立の立場で紛争の解決に当たります。

★ 詳細は(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのHP(<https://www.chord.or.jp/index.html>)をご参照下さい。

## 履行法改正に伴うその他の対応について

### 1. 保険料の引き上げ(2号保険)

- 2022年10月1日以降にお申し込みの2号保険については、保険料に紛争処理負担金が含まれ、現行の料金から引き上げとなります。

【瑕疵保険】(2022年10月)住宅瑕疵担保履行法改正に伴う2号保険料改定(2022年7月25日付)

[https://www.jio-kensa.co.jp/corporate/info\\_member/JI01043-01\\_2022.07.pdf](https://www.jio-kensa.co.jp/corporate/info_member/JI01043-01_2022.07.pdf)

※ これにより紛争処理制度を安価な申請料で利用することができます。なお、本改定はかし保険を取り扱う全てのかし保険法人において行われるものです。

※ 2022年9月30日以前にお申し込みのものであっても、2022年10月1日以降は、紛争処理制度が利用できます(ただし、申請料が異なります。詳細は(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターへお問合せください。)

### 2. 制度の周知について

- 弊社から事業者様へ保険証券・付保証明書を発行する際、住宅紛争処理制度の周知のため、リーフレット(発行元:(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)を同封いたします。
- 事業者様より、保険付保証明書と併せて、同封のリーフレットを買主様等へお渡しいたしますようお願い申し上げます。